

平成26年4月吉日

「既存の保証契約の見直しができるって本当？」
「子女に事業を継がせたいが、保証は？」
「保証があるので事業をやめられない…」
「家を残せる場合があると聞いたけど…」
「ガイドラインを活用するにはどうすれば？」



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

・・・少しでも興味を持たれた方は是非どうぞ！

電話 025-280-1111

ミニ・セミナーのご案内

よくわかる！「経営者保証ガイドライン」

拝啓 春暖の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回のミニセミナーでは、主として中小企業の経営者や経営支援にあたられる税理士等の士業の皆様を対象として、本年2月1日より適用が開始された「経営者保証ガイドライン」を解説します。このガイドラインは、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的な準則として、中小企業への金融について経営者保証に過度に依存しない方向性を旨とするとともに、経営者に早期の事業再生や清算への取組みを促す内容（保証契約時、既存保証の見直し、保証債務の整理など）となっており、経営者なら是非とも知っておきたいものです。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて5月26日（月）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。 敬具

〈講師〉 弁護士 今井 慶 貴 (いまい やすたか)

〈日時〉 平成26年5月27日（火） 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

〈対象者〉 中小企業の経営者・関与士業の方など

〈参加費〉 2,000円（税込み）お二人目からは1,000円

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、6月24日（火）午後3時～を予定しています。

「事業者のための労働災害対応と保険給付の手続」 講師：弁護士 海津 諭

FAX(025)280-1552 【よくわかる「経営者保証ガイドライン」セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ミニ・セミナーのご案内について♪ 【今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要】